鳥取県告示第427号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地 崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

谷一木第2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱11号を結んだ直線に囲まれた区域

土	地		標柱
鳥取市河	「原町谷一木字	中谷口877-1	1号
鳥取市河	「原町谷一木字	中谷口874	2 号
鳥取市河	「原町谷一木字	上中谷842	3 号
鳥取市河	「原町谷一木字	上中谷830	4号及び5号
鳥取市河	「原町谷一木字	上中谷863-2	6 号
鳥取市河	「原町谷一木字	壱貫坂929-1	7号及び8号
鳥取市河	「原町谷一木字	上中谷863-3	9号
鳥取市河	「原町谷一木字	中谷口1100	10号
鳥取市河	「原町谷一木字	上中谷870-2	11号